

## ケアホーム伊丹 利用料金表（グループホーム）

### 1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費・認知症対応型共同生活介護費（入居者負担表）

要介護度	利用単位 (1日)	介護報酬額 (1日) 円	入居者負担額 (1日) 円	入居者負担額 (30日の場合) 円
要支援2	748	7,816	782	23,450
要介護1	752	7,858	786	23,576
要介護2	787	8,224	823	24,673
要介護3	811	8,475	848	25,425
要介護4	827	8,642	865	25,927
要介護5	844	8,819	882	26,460

- 表の1単位の単価は、法令により、伊丹市は1単位を10.45円で計算します。
- 表の施設利用料1日分と実際の日数分とは、金額換算時の端数処理により、差異が生じます。

#### 【各種加算】

##### ◎ サービス提供体制強化加算

次の体制を満たす場合に（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定します。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士を70%以上配置又は勤続10年以上介護福祉士25%以上 (18単位/日)

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）…介護福祉士60%以上 (12単位/日)

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護福祉士50%以上又は常勤職員75%以上又は勤続7年以上30%以上 (6単位/日)

##### ◎ 医療連携体制加算（要支援2は除く）

医療連携体制加算Ⅰ…施設内に正看護師を配置するか、もしくは病院・診療所・訪問看護ステーション等と契約し、正看護師を1名以上確保して24時間連絡可能な体制をとり、日常的な健康管理、医療機関との連絡、見取りに関する指針の整備をしている。 (39単位/日)

医療連携体制加算Ⅱ…職員として看護師を1名配置している場合。 (49単位/日)

医療連携体制加算Ⅲ…Ⅱの要件に加え、算定日が属する月の前12ヶ月において、喀痰吸引の必要な方や胃ろうなどの経管栄養が行われた入居者が1名以上ある場合。 (59単位/日)

##### ◎ 初期加算

利用開始から30日間。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活事業所に再び入居した場合。 (30単位/日)

##### ◎ 看取り介護加算（要支援2は除く）

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うと同時に、医師（主治医）が、医学的知見に基づき回復の見込みが無いと判断し、利用者又はその家族等の同意を得て、当該事業所が整備する「看取りに関する指針」に定める介護計画に基づき介護を行う事の同意を得た場合。

- 死亡日以前31日以前45日以下 (72単位/日)
- 死亡日以前4日以上30日以下 (144単位/日)
- 死亡日の前日及び前々日 (680単位/日)
- 死亡日 (1,280単位/日)

◎ 栄養管理体制加算

管理栄養士（外部との連携含む）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合。 (30 単位/月)

◎ 口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合。 (30 単位/月)

◎ 介護職員処遇改善加算

- I 所定単位数にサービス別加算率 11.1%を乗じた金額。
- II 所定単位数にサービス別加算率 8.1%を乗じた金額。
- III 所定単位数にサービス別加算率 4.5%を乗じた金額。

◎ 介護職員特定処遇改善加算

- I 所定単位数にサービス別加算率 3.1%を乗じた金額。
- II 所定単位数にサービス別加算率 2.3%を乗じた金額。

◎ 科学的介護推進体制加算

心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省へ提出していると共に、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、認知症対応型生活介護の提供にあたり、認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 (40 単位/日)

2) 食材料費（食事負担）

1 日	1, 5 0 0 円	3 0 日の場合	4 5, 0 0 0 円
-----	------------	----------	--------------

3) その他利用料

家賃	9 0, 0 0 0 円/月
保証金	3 6 0, 0 0 0 円/月 (3 年間で均等償却)
水道光熱費	1 1, 5 5 0 円/月 (消費税込み)
維持管理費	1 0, 5 0 0 円/月 (消費税込み)
日用品費	実費 (概算 1, 5 0 0 円/月)
クラブ活動材料費	実費 (概算 3, 0 0 0 円/月)
理美容代	2, 0 0 0 円 (カット) ~ (消費税込み)

- その他、日常生活に必要な物品の購入やリースにつきましては、ご入居者の全額負担になります。
- 医療について、急性期治療のための医療、歯科治療につきましては、他の保険医療機関による入院、通院、往診により対応し、医療保険により別途自己負担していただきます。入院時は 1 ヶ月に 6 日を限度に所定単位数に代え、1 日につき 2 4 6 単位を算定致します。